

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 海外駐在員に退職金を支給する場合の課税

日本企業が従業員を海外子会社へ出向させることが一般的となり、海外駐在中に定年を迎えるなどにより退職金の支給を受けるケースも見られるようになりました。今回は従業員の海外出向中に退職金を支給する場合の日本における課税関係を確認します。

原則：非居住者に支払われる退職金として課税

(1) 海外出向者の居住者判定

個人が居住者に該当するかどうかは、日本国内の住所や居所の有無を基準として判定しますが、実務上は1年基準により、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業等を有することとなった個人は、非居住者と推定されます（所令15）。

(2) 非居住者に係る退職金に対する課税関係

非居住者として取扱われる海外出向者に支払う退職金は、日本居住者としての勤務期間に基因する部分が国内源泉所得に該当します（所法161①十二ハ）。この国内源泉所得の国内における支払者は、20.42%の源泉徴収義務を負い（所法212①、213①）、退職金受給者の日本での課税関係は完結します（所法164②二）。

【国内源泉所得部分の計算】

$$\text{退職手当等の額} \times \frac{\text{日本居住者としての勤務期間}}{\text{退職手当等の額の計算期間}}$$

特例：退職所得についての選択課税

(1) 退職所得の選択課税制度

居住者が受け取る退職所得等については、勤務期間に基づく退職所得控除や2分の1課税により、税負担が高額にならないような税制となっています。しかし、長期間国内で勤務していた個人が、たまたま海外駐在中に退職金の支給を受けることになると、上記原則法による課税は、居住者が退職所得等を受け取る場合に比して税負担が高額になる可能性があります。

このような場合には、退職金の受領者は、その総額を居住者として受けたものとみなして居住者と同様の課税関係を受けることを選択できます（所法171）。

(2) 選択課税の適用を受けるための手続き

選択課税の適用を受ける場合には、退職金の支払いを受けた年の翌年1月1日以後に、一定の事項を記載した確定申告書を提出して、20.42%で源泉徴収された税額との差額の還付を受けることができます。

お見逃しなく！

個人が海外赴任中に退職金の支給を受ける場合には、赴任先の国においても課税関係が生じます。日本とは異なり、退職所得等に対する特別税制がない場合には、高率な累進課税の適用を受ける可能性がありますので、定年退職金が高額になるような場合には、定年を日本で迎える等の人事政策を検討してみることも有益だと思われます。